

(別添2) 標準入札参加資格告示例

和歌山県告示第〇号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の5第1項の規定に基づき、〇〇工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定めたので告示する。

〇年〇月〇日

和歌山県知事

1 工事名等

- (1) 工事年度及び工事番号 〇年度〇〇〇第〇〇〇号
- (2) 工事名 〇〇〇建設工事

2 入札参加資格審査申請書類及びその配布方法

- (1) この一般競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書類」という。)とする(詳細は入札説明書による。)
- (2) 配布場所及び期間等

ア 場所

和歌山市小松原通1-1  
和歌山県〇〇部〇〇課  
郵便番号 〇〇  
電話番号 〇〇

イ 期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前〇時から午後〇時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

ウ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)に基づき〇〇工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)に利用者登録を行っている者は、和歌山県公共工事等入札情報システム(以下「入札情報システム」という。)よりダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日(システム停止時間:土曜日の午前0時~7時及び土曜日以外の午前3時~5時。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。)

3 入札参加資格確認申請書類の受付期間及び受付場所

〇年〇月〇日( )から〇年〇月〇日( )までの間(休日を除く。)の午前〇時から午後〇時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、2(2)アの場所で受け付ける。提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるもの

は受け付けない。

4 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

5 入札参加者に必要な資格

この一般競争入札に参加できる者は、次の要件を満たしている者とする。なお、単体企業の場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めない。また、共同企業体の場合は、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

エ 申請書類において、重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

キ 建設業法に基づく〇〇工事業の特定建設業の許可を受けた者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

サ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が〇〇〇〇点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

シ 〇年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した、〇〇による〇〇工事の施工実績を有すること。

ス 次の条件を満たす専任の監理技術者を配置できる者であること。

(ア) 〇年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した、〇〇による〇〇工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(イ) 当該技術者は申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあること。

(ウ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

あ 1級建設機械施工技士の資格を有する者

い 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）

又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。))の資格を有す

る者

う これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

(エ) 監理技術者資格者証を有する者であること。

(オ) 開札日以降に他の工事に従事していない者であること（開札日以降に他に従事する工事の契約工期が含まれないこと。）。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体の構成員は(1)のアからコに掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 一共同企業体の構成員数は、〇者であること。

ウ 一構成員当たりの出資比率は、〇〇%以上であること。

エ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

オ 共同企業体の代表者となる者は、(1)のサ、シ及びスに掲げる要件を満たしていること。また、構成員の中で最大の施工能力を有する者で、出資比率は、構成員の中で最大であること。

カ 共同企業体の代表者以外の構成員は、総合評定値が〇〇〇〇点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

キ 共同企業体の代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

(3) (1)シの施工実績及び(1)スの配置予定の技術者の工事の施工経験は、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び施工経験を有するものであること。

6 入札資格審査申請書類に関する問い合わせ先

2(2)アに同じ。

7 資格確認の結果通知

入札参加資格の確認結果は入札参加資格確認結果通知書により〇年〇月〇日（ ）までに通知する。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、〇年〇月〇日（ ）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により2(2)アに掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、〇年〇月〇日（ ）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。